

北朝鮮の強制収容所をなくすアクションの会「NO FENCE」会報

NO FENCE

vol. 73 2021年7月

〒102-0093 千代田区平河町1-5-7-203

nofenceinfo@gmail.com

http://nofence.jp/



北朝鮮にも行政処罰法がある！

しばらく NO FENCE の会報が出ず、ご心配をお掛けしました。先月中旬、今年3月1日修正補充施行の北朝鮮行政処罰法というものがあることを知り、膨大な内容と印刷不鮮明の箇所が何か所かあり、且つ漢字が一字も使われていないため、全体の把握に手間取りました。ネットで行政処罰法と入れましたら、中国にも1996年3月公布の「中華人民共和国行政処罰法」があり、ベトナムにも2012年成立の「行政違反処分法」があることがわかりました。内容解読中に北朝鮮の刑法と密接な関係があることがわかりましたが、本日ネットで北朝鮮の刑法を検索してみましたら、刑法もこの間随分条項が増え、2004年改訂増補の**現行**の刑法は、何と303条もあるではありませんか！わたしが持っていた北朝鮮の刑法は、1987年採択のもので、161条のものでした。何と2倍近いものに膨れ上がっていました。今回その存在を知った3月1日補充施行の北朝鮮行政処罰法は368条です。わかったことは両者の内容はほとんど同じであることでした。北朝鮮の行政処罰法を知りたければ、現行の北朝鮮の刑法を見ればよいと言えます。しかし同じものなのになぜ二つあるのか。一言で言えば、刑法は犯罪処罰法であるのに、行政処罰法は、犯罪を未然に防ぐ所にあると言えます。社会主義建設の高いモチーフでなく、行政処罰という方法で全国民（全公民）を国家社会建設に駆り立てる法律だという所に後者の存在意義があるように思いました。しかし折角その存在を知ったのですから、私たちの関心を引くところを中心に2～3回に分けて内容を紹介してみたいと思います。

〈いつ登場したか〉 ネットによれば、2004年に登場とありますが、北朝鮮当局の説明では、2011年10月16日最高人民会議常任委員会指示第77号として採択、2016年12月22日最高人民会議常任委員会指示第102号で修正補充、2020年12月18日最高人民会議常任委員会指示第72号で修正補充、2021年3月1日から施行とある。2004年は現行刑法が

補充成立した年。

〈現行北朝鮮行政処罰法の構成〉

第1章 行政処罰法の基本 (第1条～第7条)

第2章 一般規定 (第8条～第36条)

第3章 違法行為と行政処罰 (第37条～第343条)

第1節 国防管理秩序違反行為 (第37条～57条) 20条

第2節 経済管理秩序違反行為 (第58条～187条) 129条

第3節 文化管理秩序違反行為 (第188条～227条) 39条

第4節 一般行政秩序違反行為 (第228条～第295条) 67条

第5節 社会共同生活秩序違反行為 (296条～343条) 47条

第4章 行政処罰の適用手続きと方法 (第344条～368条) 24条

このうち違反行為の条数は302項目。

〈今回注目するもの五つ〉

第308条 闇取引行為 「闇取引行為をした者には罰金処罰または3か月以下の労働教養処罰を課す。状況が重たい場合には3か月以上の労働教養処罰を課す。」

この条文の当局の解説は次のようである。「法的に売ってはならない物件を売った行為である。例を挙げれば、人民軍隊の規定された衣服と類似した形態の衣服を制作し、または渡されて、売ったり、わが民族服を奇妙に作って売ったり、機械、設備、密輸入したものなどを売った行為。」「市場の外で商売をした行為」「市場の中でも市場税を支払わない商行為」、「市場の中で商品価格をやたらに引き上げて売った行為」、「非常防疫時期のような国家的災害期間に市場営業員たちが商品価格を自分勝手に引き上げて売ったりする行為」、「車売り商売、卸売り商売」。

第309条 個人の不法奉仕行為 この条文の説明として「個人が金稼ぎの目的で各種の奉仕をした行為」、例として「金稼ぎの目的で自分が持っている運輸手段で人や物件を運搬してあげたり、各種の修理、「送金」をしてあげたり、…人を集めて運送してあげたりする行為」。北朝鮮では奉仕という言葉が、営業の意味で使われているという辞典的説明もある。個人の奉仕活動が営業になることは大いにあるのに、行政処罰で禁止しているのは問題状況の一つではないかと思う。

第130条 土地保護及び利用秩序違反行為

この条文の説明として「土地を不法に住宅または公共建物建設敷地として利用したり、個別的対象にやたらと売ったり、賃貸したり、産業の土地に穀物作物

を植えたり、新しく開墾した農耕地を登録せずに農事に利用したような場合」とある。

第131条 個人の土地不法利用行為

この条文の説明として「個人が国家の土地に承認なしに農作物を植えたり、建設敷地として利用したり、産業の土地、水域の土地、保護区域内に畑を開墾するような行為」とある。承認を得るべきであろうが、食糧難の激しい北朝鮮のこと、庶民は生きるために必死である。

五つ目はおやツと思つた事実である。初めて知ることであるので、紹介する。

第194条 家庭教師行為

何と家庭教師活動が禁止されている。罰金または3か月以下の労働教養処罰。当局の説明。「お金または物品を受けて、勉強、歌唱、舞踊、楽器、体育、騎乗を教えるような家庭教師行為をした場合」は罰する。

北朝鮮の刑法の中ではこのようなことは明記されていない。

まだ紙面に余白があるので、行政処罰を行う機関と罰則について紹介する。

第344条 行政処罰機関 「行政処罰は現在、社会主義法務生活指導委員会と内閣、検察機関、裁判機関、社会安全機関、仲裁機関、検閲監督機関、資格授与機関が行う。機関、企業所、団体も、法が定めた範囲内で、該当した行政処罰を行うことができる。」

法務生活指導委員会という機関は、行政処罰の中心になる機関であるらしいが、内閣やあらゆる地方行政体、党組織内に、指導委員(会)が存在するという。

第15条 行政処罰の種類 「行政処罰の種類は次の様である。

- 1, 警告、嚴重警告処罰
- 2, 無報酬労働処罰
- 3, 労働教養処罰
- 4, 降職、解任、徹職処罰
- 5, 罰金処罰
- 6, 弁償処罰
- 7, 没収処罰
- 8, 中止処罰
- 9, 資格停止、資格減給、資格剥奪処罰」

中止処罰とは違法的な経営、建設、営業、運営、運行を中止させる処罰(第23条の規定)

尚、余白がありますので、出版および印刷秩序の取り締まりに関する条項を三つ紹介します。西側の私たちの生活と比較して、とても大きな違いです。

第207条 出版及び印刷秩序違反行為

当局の説明として「承認を受けずして出版物、多媒体編集物のようなものを作る場合」が禁止されている。また印刷秩序違反として「打字器」(タイプライター)、複写機、謄写機、印刷機など印刷設備を該当機関に登録せずに利用したり、不法に複写、謄写、印刷したような場合」という。このような印刷設備は該当機関に登録しないといけないことをこの条項で知り、ショックを受ける。

第208条 出版物発行及び普及秩序違反行為

当局の説明として「承認を受けず出版物を発行、普及したり、・・・出処を明らかにしない出版物を発行、普及したり、普及単位でない団体に品を普及したような場合」という。

第209条 個人の印刷物、多媒体編集物不法制作行為

当局の説明として、個人が不法に印刷物を制作した行為として、「個人が印刷設備を整えて印刷物を作ったり、機関、企業所、団体の印刷設備を利用して、印刷物を作った場合」を例として挙げる。

今一つ、住宅管理についての条項

第153条 建物及び住宅管理秩序違反行為

当局の説明として「引っ越しをするとき、住宅に設置された施設と登録された建具、備品をとりはがして(持って行く)行くとか、破損させた場合」とある。公共の団地とかアパートなら理解できるが、地方在住、農村の住宅は個人所有が多いと想像される。都市と農村の違い、また都市でも貧富の差が住宅に反映されていると思われる。60年前日本から北朝鮮に渡った人たちに、北では住居はタダと宣伝していた。北朝鮮の現在の住宅事情はどうなっているのか。刑法でも今回の行政処罰法でも、個人財産は保障されている。日本に定着されている脱北民の方たちに、現状を聴く必要があると思った。(文責 小川 晴久)

北朝鮮の強制収容所をなくすアクションの会「NO FENCE」会報

NO FENCE

vol. 74 2021年8月

〒102-0093 千代田区平河町1-5-7-203

nofenceinfo@gmail.com

http://nofence.jp/

暑中お見舞い申し上げます。

今私のパソコンの調子が悪いので、恐縮ですが、今号は手書きの会報です。

前号から北朝鮮行政処罰法を重点的に2~3回位に分けてご紹介することを告げましたが、先月末に北朝鮮の強制収容所(管理所)の収容人数に関する「デイリーNK」記者の記事がネットに流れましたので、今号はその記事の紹介から始めます。原文は韓国語ですが内容を要約録し、編集子の私(小川)が録音します。

出所は <https://www.dailynk.com/210727-5/> 2021.7.27 文ドンヒ記者の記事です。
次の大見出しはその記事の見出し(翻訳)です。

「政治犯収容所収監者総23万2千名…昨年3月比2万3千名増加」

「2021年北朝鮮管理所収監人員統計現況」

管理所	地域	管理主体	収監人員
14号管理所	平安南道 衙前	国家保衛省	4万3千名
15号 "	咸鏡南道 羅徳	" "	5万6千8百名
16号 "	咸鏡北道 花城	" "	2万4千名
17号 "	平安南道 衙前	社会安全省	1万9千名
18号 "	平安南道 北倉	" "	2万4千名
25号 "	咸鏡北道 清津	国家保衛省	4万1千名
勝湖里管理所	黄海北道 勝湖	社会安全省	2万1千名
平山管理所	黄海北道 平山	"	不明
	合計		23万2千4百名+α

この記事は デイル-NK の 尹(文)동진(ムンジン)記者が 2021年7月27日 北朝鮮内部の消息筋(消息通)から聞いた話という。「新しい法の創製で 政治犯収容所の入所者が増えている状況であり、新しい入所者の大多数は (コロナ)伝染病ウイルス防疫規定、^{クハ}「反動思想文化排撃法」などに違反した人々だ」と言う。

「北朝鮮はこの間 体制維持のために 法制整備を継続的に進めてきた。金委員長の権力承継過程では、住民行政法、刑法、行政処罰法 などの住民統制関連の法制を整備した。特に昨年は「非常防疫法」「反動思想文化排撃法」を制定し、これを住民統制に積極的に活用している。これは コロナ19 と 外部情報流入を抑え、^{クハ} 拡散による体制違反の可能性を未然に阻むという意図である。」この法に違反したという理由で 住民の相当数が 政治犯収容所に入らねといふと 消息通は続けた。

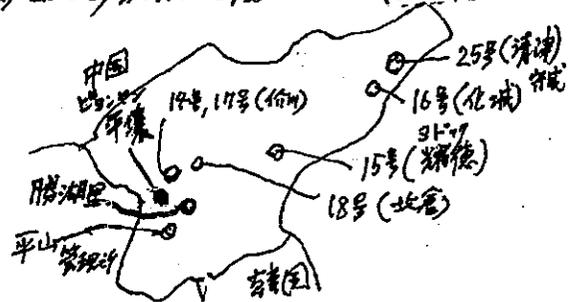
消息通は「昨年12月の冬から 急激に(政治犯収容所)収監者が増えている、(黄海北道) 勝湖里が一層多く増加していて、現在(収監者数)が2万1千名を越えている」と語る。これに関連し、本紙(デイル-NK)は北朝鮮が昨年黄北の勝湖里に新しい政治犯収容所を新設したと報道したことがある。ここには主に コロナ19 防疫守則違反者を収容しているといふことが示されている。

消息通は「羅徳(政治犯収容所、15号管理所)では 昨年12月から 現在まで1800名程度が増え、(清津)守成管理所(25号)が増えた原因は、新入入所生 500 ~ 600名に 移動、移監者も含めると 1000名以上が それである」と説明した。ここに言う 移監者は 社会各層が運営する 平安南道 价川(17号)と 北倉(18号)管理所から 各々 200名ずつ 守成管理所へ 移監された者である。即ち「不誠実な」収監者たちを 国家保衛省が 管理する 管理所に 送り込むという意味で、少々の管理の強度を高めようという意志を示したものと解されている。

総合的に見ると 最近の 政治犯収容所の 収監者は、昨年3月時の 20万9千名から 最少でも 2万3400名が 増加して、23万2400名という 計数になる。ここから 正確な人員が 把握され いない 黄海北道 平山 政治犯収容所 人員も 増加すると 収監者数は より 増える。(デイル-NK 関連記事「北韓、平山ウラニウ4 採掘拡充のための政治犯収容所新設」)

また、非常防疫法と反動思想文化排撃法違反以外に、別の理由で 政治犯収容所へ 引かれる 住民の割合も 相当に 増えていると 消息通は 語る。「越南企図、不法越境、南朝鮮接触者、党、団、郡守 非理運累者、言葉反動、政策批判者なども、今年 管理所へ 引込まれる」と言う。住民たちの 思想的弛緩(ゆるみ)を 抑え、結束力を 高めるために 見せしめとして 強力な 処罰を下しているといふと 読みとれる。

うねりは 覆民精神の 派手な 見せ、裏では 苛酷な 金策統治を 続ける 独裁者の 素顔を見せたい 正念場であるといふ 文士は 記者は、結んで いる(紹介者、文責 小川晴久)。



北朝鮮行政処罰法 (重点紹介その2)

前回に続き、関心を引く所をピックアップして紹介します。今回は一番条項の多い、
経済秩序管理違反行為から。

第66条 農業秩序違反行為

種子の生産、保管、供給、利用を無責任にした行為

(例) 計画にない種子を生産させたり、種子検査を定められたようにしなかったり、
検査を受けなかったり、不合格の種子をやたらと供給したり、計画にない
単位に供給したり、承認なしに別の用途に利用したり、採種体系を経営
に種子を生産に利用したりする行為。

種子には、穀物種子だけでなく、野菜の種子、工業作物種子を含む。

第71条 工業作物生産秩序違反行為

工業作物とは、人参、タバコ、綿、苧(アシ)、ヨウ麻、芝麻、本胡麻、ひまわり、
ハッカ、唐胡麻、落花生、油豆、ホ-ソ、サトウ大根、アブラナ。

第72条 黒色及び有色金属生産、供給、保管秩序違反行為

黒色金属とは、銑鉄、合金鉄、生鉄、薄綿鉄、鋼鉄、合金鋼
圧延鋼材、2次金属加工製品。

有色金属とは、鉄を除いたすべての金属。

第74条 不法な経営活動行為

従業員に不法な金かせぎをさせた行為

(例) 従業員を出勤させず、彼らに金かせぎをさせ、お金を納めさせた行為

個人と不法に取引する行為

(例) 不法に個人と設備、物資を交換したり、生産製品と收藏品、原料
資財を個人に渡し、商的行為を助長させたり、個人に売ってはならない
物資や製品を売ったり、個人たちを機関に籍だけ置いておいて、不
法な金かせぎをさせるとか、個人から入金(保管料)の名目でお金
を受けとるような場合。

国家的承認なしに経営活動をする場合

(例) 不法に基地や出張所、事務室、倉庫、商店、食堂、銭湯、あんば凍法
室、売場などをやりくりして経営活動をするとか、不法に労力契約を結ぶ
多くの単位や地域の労力を引き抜き経営活動をするとか、国家的承認なし
業種変更したような場合。

個人を引き抜いて非社会主義的方法で経営活動をする場合

(例) 個人たちが投資した設備、食堂、売場のようなものを登録せずに
運営するとか、さすらい隊商たちを引き入れて経営させる行為。

その他、社会主義経済管理方法に合わないで経営活動した行為は
すべて罰する。

第75条 ソフトウェア産業秩序違反行為

ソフトウェア製品の生産および検査秩序に違反した行為

(例) 生産単位の登録をせず、又は製品生産承認を受けず製品を生産するとか、計画指標を登録せず、審議、承認を受けず製品を生産したとか、わが民族の美風良俗、社会主義生活様式に合わない編集物、多媒体のような製品を生産した場合

第76条 電子業務秩序違反行為

(例) 当該当りの情報体系の構造とアルゴリズム(注、解法の手続等)、情報探索質問を追加、削除、変更し、経済計画結果を解釈できないようにさせるとか、まちがった結果を信じ込ませる行為

● 電子文書の決済と決済過程に虚偽の結果を発生させ、混乱と損失を与えるとか、虚偽情報を入力させ、財政的損失を発生させる行為

第77条 生産物不法処分行為

- 生産物を国家計画や契約のない単位に与えた行為
- 支援の名目で生産物をむだりに処分した行為
- 生産物を負債処理、礼物または経営上の名目でやむを得ず譲渡した行為

第97条 価格制定および適用秩序違反行為

- 価格制定機関にて国家の価格制定原則に沿わずに価格を制定した行為
- 機関、企業社、団体で、価格制定原則に沿わずに価格を制定したとか、制定した価格を該当する機関に登録せず適用した行為
- 制定された価格通りに適用しない行為 (引用著注⁴⁾ 関与価格)

第98条 国家納付秩序違反行為

国家納付金を納めない行為。国家納付規定に違反するすべての行為が該当。

第99条 脱税行為

税金を納めない者には罰金処罰を課す。この規定にまう税金とは、企業所得税、個人所得税、財産税、相続税、取引税、営業税、地方税を指す。
● この違法行為には、外国人(外国投資企業または外国人)が税金を納めない行為も含める。

第103条 貨幣偽造行為

ここに言及貨幣とは、現在流通している共和国貨幣、共和国銀行の交換のたぐい外国貨幣を指す。

第105条 有価証券偽造行為

有価証券とは、公債、債券、金融債券をいふ。

切手、収入印紙、後払券、キハツ油券、汽車票、平塚市内バス票、地下鉄運賃(切符など)、食券などを偽造した場合も、この条文を適用する。(続く)

NO FENCE

vol. 75 2021年9月

〒102-0093 千代田区平河町1-5-7-203

nofenceinfo@gmail.com

http://nofence.jp/



秋の彼岸(秋夕)を迎えました。

また私のパソコンの調子悪く、今号も手書と切り貼りの会報になりますとお詫を。

金正恩を訴える裁判が10月14日(木)午前10時～午後3時 東京地裁民事部で始まります。

今から60年～50年前に帰国希望で日本から北朝鮮に渡り、大変な苦勞を以て2000年代に脱北して日本に帰国した5人の方(川崎栄子、榊原洋子、高政美、前藤博子、石川学の諸氏)が、原告となり、北朝鮮の最高指導者金正日を訴えた損害賠償訴訟(民事)が公訴(2018年8月20日)から3年たつて、いよいよ来月東京地裁で公判が開かれることになりました。過去に2度金孝一さんと高政美さんが朝鮮総連を訴える訴訟を起しましたが、いずれも「時効」「免訴」を理由に裁判所は原告の訴えに立ち入らず、門前払いをされました。今回は北朝鮮当局そのものを訴えるものです。外国の統治者を日本の裁判所で裁くことができるのかという大きな問題があります(主権免除)。以下に述べる理由で主権免除には該当しないといふ原告代理人の弁護士団と東京地裁担当裁判官の話し合いで公訴から3年たつて漸く開廷の運びに至ったこととなります。被告が当日出廷しない可能性もあり(北当局の無視)、その場合は地裁の公判は1日で終了とも予想されています。しかし原告の訴えの大きさに鑑み、東京地裁の担当裁判官たちによりこの問題の真実に司法の場で紐づけてもらいます。当日2つの行動が提起されています。

- ① 傍聴券獲得のボランティア活動 朝9時20分東京地裁へ。獲得した傍聴券を原告団に寄付又は自ら傍聴(10時～午後3時)
- ② 報告集会 当日10月14日午後5時～8時 法曹会館(地裁隣り)高砂の間

以下 訴状より 振すい 切り取り

〈北朝鮮= 被告は主

権免除を享受しないこと〉被告は、外国等に対する我が国の民事裁判権に関する法律（以下「対外国民事裁判権法」）第4条の「外国等」には該当せず、日本の裁判権から免除されない。対外国民事裁判権法は、「外国等」は日本の民事裁判権から免除されると規定しているところ（4条）、ここでいう「外国等」とは、日本以外の「国及び政府の機関」と定義されている（2条1号）。ここでいう「国」とは、日本が承認している国家を指すところ（飛澤知行「対外国民事裁判権法—わが国の主権免除法制について」（商事法務、2009）13頁（資料2））、日本政府は、被告を国家として承認していない。したがって、被告は、「外国等」にあたらなことから、日本の民事裁判権から免除されない。

〈準拠法は日本法

であること〉(1) 国家誘拐行為 国家誘拐行為は、その「加害行為の結果」が法の適用に関する通則法（以下「通則法」という。）の施行日である2007（平成19）年1月1日より前に発生しているから、通則法附則4条により、準拠法の決定にあたっては、法例が適用される。法例11条1項は、不法行為に基づく損害賠償請求権の成立および効果に関する準拠法について、「原因タル事実ノ発生シタル地」の法律によると定めている。国家誘拐行為の主要な一部は、被告が、北朝鮮は地上の楽園であり、帰国す32ればあらゆる生活が保障されるなどといった虚偽の宣伝を在日朝鮮人に行い誤信させ、その結果帰国事業への参加を決断させたことにあるところ、これら不法行為の原因たる事実はいずれも日本国内で発生している。したがって、国家誘拐行為に関する損害賠償請求権の準拠法は日本法である。(2) 出国妨害行為 出国妨害行為については、その加害行為の結果は、原告川崎が北朝鮮を脱出した時点から現在に至るまで継続して発生しており、準拠法の決定にあたっては、通則法附則4条は適用されず、通則法の規定によることになる。通則法17条は、不法行為に基づく損害賠償請求権の成立および効力に関する準拠法は、加害行為の結果が発生した地の法によると定める。本件においては、出国妨害行為の結果、原告川崎に、家族との面会交流ができないという損害が生じているところ、この加害行為の結果は日本において生じている。したがって、出国妨害行為に関する損害賠償請求権の準拠法も日本法である。

〈北朝鮮= 被告による虚偽の宣伝〉被告は、1956（昭和31）年1月に、在日進学生へのあらゆる便宜供与を内閣決定したほか、同年4月に、金日成は、被告国内において重要課題を決定するための機関である、朝鮮労働党の第三回党大会において、在日学生の受け入れと衣食住・学費の無償化を正式に表明し、主に帰国学生への経済的支援を打ち出した（甲2・77頁）。その後、被告は、同年6月20日には、内閣命令第53号「日本から帰国する朝鮮公民の生活安定に関して」を发出し、「帰国者の食事・住宅などあらゆる生活条件の保障、職場の斡旋、農業や商業を希望する人への資金貸与、帰国者の子どもたちへの学用品の無料支給、奨学金の優待、生活準備金の支給などを規定」した（甲2・77頁）。そして、かかる命令には、「今後、『在日朝鮮公民』が個別的あるいは集团的に帰国する場合も同じく適用する」旨の記述も含まれていた（甲2・77頁）。1958（昭和33）年9月8日共和国創建10周年記念慶祝大会において、当時の被告代表者である金日成が、「在日朝鮮人の帰国を熱烈に歓迎し、すべての条件を保障する。」原告を含む在日朝鮮人に対して、日本国内で、朝鮮総聯とともに、または朝鮮総聯を通じて、「食べても余るほど」食糧が豊富にあり、「住宅、食糧、衣類、およびその他の生活に必要な全ての物質的条件を十分に保障され」ているなどという虚偽の宣伝を行い、これらを真実と思わせ、

錯誤に陥らせた(甲1)。

〈朝鮮総聯とともに、ないし朝鮮総聯を通じて行われた虚偽の宣伝〉

被告の上記姿勢を受けて、朝鮮総聯は、1958(昭和33)年9月1日に、「悲惨な境遇に苦しむ在日朝鮮人が地上の楽園へと変わりつつある祖国に一日でも早く帰り、祖国の暖かい懐の中で幸福な生活を営もうという希望に立ち上がっている」との声明を公表した(甲2・93頁)。以降、日本国内において、被告の繁栄状況を形容する言葉として、「地上の楽園」という表現が多く用いられるようになった(甲2・94頁)。被告と日本政府との間には国交がないことから、被告は、自ら日本国内に赴いて、被告への帰国を呼びかけることはできず、被告の日本政府に対する要望については、朝鮮総聯が被告の使者として機能する形で、日本政府に伝えられた。たとえば、同年10月10日には、朝鮮総聯の幹部が、当時の外務大臣藤山愛一郎に面会し、帰国の実現を要請した(甲2・94頁)他、同年10月30日においては、全国586か所において、7万3000人規模の集12会を開催し、「即時無条件帰国、北朝鮮船の入港、日本政府による乗船港までのあらゆる条件の保障」を、日本国内の自治体及び地方議会に要請することを決議した。この点「帰国運動」の盛り上がりが最高潮に達した1959(昭和34)年3月には、被告の外務大臣が、「朝鮮総聯は、5万9029人の帰国希望者からなる1万3518家族のサインと押印のあるリストを持っている。総聯指導部によれば、さらに2万人分のリストが近いうちに届く」などと述べたと、当時の在朝鮮民主主義人民共和国ソビエト連邦大使の記録に記載されている(甲2・99頁)。かかる記述は、被告が、日本国内における朝鮮総聯に対して、帰国事業を取りまとめさせ、被告の意を受けた朝鮮総聯が、被告の手足として、帰国事業の実現に向けて調整を進めていた事実を裏付ける。被告が発信した虚偽の情報についても、朝鮮総聯が日本国内において積極的に拡散し、在日朝鮮人の中での北朝鮮情報の入手機会を増やし、在日朝鮮人を欺罔に陥れた(甲2・168頁以下)。

北朝鮮の強制収容所 = 政治犯収容所について

〈政治犯収容所〉重大な政治犯であるとされる個人は通常、国家安全保衛部が運営する政治犯強制収容所に送られる。これら収容所

では組織的な人権侵害が犯され、死に至ることも多い。具体的には、飢餓状態になりうるわずかな食糧、事実上皆無に等しい医療、適切な居住施設や衣料の不足、看守による性暴力や拷問、処刑などである。強制収容所に収監されている人びとは、骨の折れる強制労働を伐木場、鉱山、農場ほかでさせられている。これら労働は、過酷な気候や最低限の用具、安全装置の不在など、重大事故に繋がりうる要素に満ちたものである。こうした収容所の死亡率は極端に高いと報じられている。重大な政治犯罪に関わったことが判明した者は公判や司法による決定なしに、政治犯収容所(管理所)に「失踪」させられる。そこで監禁され、隔離される。死亡した場合でも家族にその安否が知らされることはない。過去には、連座制の原則に則り、近親者(祖先を含む三代まで)が犯した政治犯罪のために、当局によって家族全員が政治犯収容所に送られることが通常であった。この50年間に数十万人の政治犯が政治犯収容所で死亡したと推定される。

〈恣意的拘禁、拷問、処刑、強制労働〉

強制労働は政治犯強制収容所以外でも広く一般的である。物品の非合法的な私的取引に
関与した疑いをもたれた人びとは通常、「労働鍛錬隊」か、あるいは教化所送りとなる。いずれも強制労働が義務づけられた刑務所であり、そこで多くの女性が性的虐待の犠牲にな

っている。過酷で危険な労働条件が原因で、多数の負傷者が出ていると伝えられている。関係当局に中国からの物品密輸や中国への脱北仲介を疑われた人びと、または軽犯罪や韓国映画の販売・鑑賞といったマイナーな政治違反を犯したと疑われた人びとは、しばしば長期刑を受け、教化所（矯正、再教育施設）に収監される。こうした施設では強制労働や食糧・医療不足、看守からの日常的な虐待が待ち受けている。北朝鮮の警察及び治安部隊は、深刻な人権侵害に相当しうる組織的な暴力と処罰を利用している。これは、現在の政府の体制やそれを支える思想に対するあらゆる反抗に対し先手を打って阻止すべく恐怖の雰囲気醸成するためである。関係する当局及び当局者が責任を問われることはない。拘束、処刑及び失踪に関わる北朝鮮における深刻な人権侵害の特徴は、大規模な治安組織のさまざまな部門を高度に中央集権化して調整することで実行されている点である。国家安全保衛部、人民保安省、及び朝鮮人民軍保衛司令部が、恒常的に人々を政治犯罪に問い、恣意的に逮捕し、その後外部との接触を断った状態で長期間拘束する。家族には安否も所在も知らされない。容疑者を失踪させることがこのシステムの計画的な特徴であり、国民に恐怖を植え付ける役割を果たしている。拷問も、被告の尋問プロセス、特に政治犯罪に関わるケースにおいて認められる特徴である。

〈除斥期間が経過していないこと〉 被告による各不法行為のうち、国家誘拐行為は、1960年ころから行われており、除斥期間の適用が問題となり得るが、国家誘拐行為は、被告による虚偽宣伝と被告が原告らの北朝鮮からの出国を妨害し人権を抑圧し続ける行為が一体となって原告らの権利を侵害したものであるところ、その加害行為は、原告らが北朝鮮を脱出した時点まで連続と継続していた。そして、原告らが北朝鮮を脱出したのは、もっとも早いものでも2001（平成13）年であり、いまだ加害行為の終了から20年を経過していないから、除斥期間はいまだ経過していない。

以上の「訴状」はネットで「北朝鮮帰国事業裁判権回復団・訴状」にアクセスできる。

中国で17年も苦勞を重ねている あり脱北北朝鮮女性の姿

9月16日ソウルの友誼団体「北朝人権市民連合」の事務局長金英子さんからニュースターネットに届きました。コロナ禍のため国境が閉鎖されているため、脱北民が市民連合により韓国への救出を待っていることが語られています。市民連合は7月には150名、8月には18名の北朝鮮難民に生活補助費400万ウォンを支援しました。少い金額ながら多くの人が感謝の挨拶を送ってくれ、そのうち紹介されました。そのうちのひとつを紹介いたします。

「誰も知らないつらいこの中国の地に居て17年。心も体も売られてきて、言葉が通じないための苦悶が通じないとのしどおし、どこにも出歩かせないように監視の中で生活しなければならぬ辛い年月。北の家族を助けなければという理由で今の夫と交わりかねならず、がたがた全身おたれ、なぐられ、有るく、冷たい地面に倒れこんだらばロープでしばるほど口走る夫をどれほど愛してやりたいと憎んだか知りません。あつときは故郷の途に出ました。そのとき、あの日とても良い人と出会い、我々のハナム（神様）を敬えられ、笑顔のなかで私の頬に笑みの花を咲かせて下さり、希望と救いと与え新しい生を生きようとして下さいました。私はこわくはありません。私を愛し、限りなく愛して下さい。名も知らない良き方たちが私のそばにいて下さるので、とてもつらくも力を出し、どんな時でも生きていく確信があるからです。名も知らないありがたい皆さん、いつも感謝しています。」

NO FENCE

vol. 76 2021年11月

〒102-0093 千代田区平河町1-5-7-203
nofenceinfo@gmail.com
<http://nofence.jp/>



秋の佳き日が過ぎます。去る10月14日の北朝鮮帰国事業裁判(東京地裁)の報告から致します。

裁判は一日で結審、判決は2022年3月23日

前号の会報でお知らせしましたように、約60年前に日本から北朝鮮に移住し、此での40年余の悲惨な生活ののち、いよいよかけて脱北し、2000年代始めに日本に帰還した5人が原告になり、北朝鮮の最高責任者金正恩を被告として訴えた損害賠償訴訟が去る10月14日東京地裁大法庭で開かれた。午前10時から昼を挟んで午後4時半まで5人の原告に対する弁護士1人のみの尋問が行われ、4時半すぎ裁判長は判決は2022年3月23日に行なうと宣告して、裁判は一日で結審した。

当日の内容は原告代理の弁護士団が10月下旬に「裁判傍聴記」をし、その2として本号に載せているのでぜひご覧いただきたい。本号に「北朝鮮帰国事業弁護団」と入っていると知りに行きつくので、活用していただきたい。

ここでは当日傍聴できた者として以下四つのことを記したい。

午前中の証言者川崎栄子さんは最後の方で、石研究者になり素質十分な優秀な孫さんの最後を語った。彼は軍隊に入ったが、彼の祖母(川崎さん)が日本からの帰国者であったことを知った上官たちが、日本から物々しく送り出すように命じ、それによりつこうとした。しかしその孫は一切そのことを祖母に語りなかったため、上官たちは何も手に入らなかったため、その孫を殺したという。川崎さんから始めてきて語った。

高政美さんは三歳のとき北に渡った。清津の港で下船することを拒否(お爺さんは49号病院(精神病院)に入れられ、五年後に八歳の時一家あけて兄に会いに行きたとき、けものように泣きながら、お爺さんとの会話もできず、三年後に亡くなったという。このお爺さんこそ健全な判断の持ち主で

あったことがわかる。実はNO FENCEは、2016年2月13日高政美さんの証言を聴く集りを東京で持った。その証言の内容はNO FENCEの会報38号(2016年2月)に掲載されている。その内容から、今回の北朝鮮帰国事業裁判で証言されていない可能性もある。彼女のお父さん(継父)の証言を二つここで紹介して置きたい。NO FENCE会報38号から切り貼りする。

2. 管理所に「政治」という規定が付いたのは1971年

お父さん(継父)から聞いた話として、1969年から1971年の間に「政治」という言葉を冠した収容所ができたという証言があった。内地人と外国人を分けて、外国人だけを入れる収容所を政治管理所と名づけたという。

初めて聞く話であったので、元国家保衛部の役人で脱出した尹大日の本『国家安全保衛部の内幕』(原書)をひもといてみた。その73ページ末尾に、「北朝鮮内部では政治犯収容所を“政治犯管理所”と呼んでいた」とある。管理所という名称の収容所はその前からあったのであろう。1969年から1971年頃にかけて政治犯だけを入れる管理所が別にできたのであろう。……

「そこに強制移住させ、外部との接触はもちろん、通信のやり取りなど社会と完全に遮断したのである。

その頃は収容所の形態を完全にもっていたのではなく、収監者管理と施設の運営は、社会安全省安全課が担当した。隔離収容された人々のうち、本人に限って罪が重いと分類された者たちは、价川教化所と清津にある輪城教化所を政治犯教化所に改造して、ここに別途に収容したものが、政治犯管理所のはじまりである。ところが脱出者が続出し、大規模な暴動が発生したため、警備統制もいっそう強化されはじめ、今日の形態となったのである。」(『北朝鮮 今まだ存在する強制収容所』草思社、54～55ページ) 小川晴久

千葉さんのお父さんが千葉さんに語ったなかでもうひとつ重大なことは、内地人の朝鮮人と外国人を区別して、後者だけを収容する収容所を作り、それに政治(政治犯のことであろう——小川)という名称を冠したというのである。元警備員・安明哲氏の有名な証言(1968年頃、収容所内部で暴動が発生したので、金日成が徹底的に彼らを叩きつぶせという教示を発した)とも一致する。また1972～73年頃、在日帰国者たちが無差別に(マグジャビ)逮捕されたことがあったという張明秀氏の指摘とも符合する。

今日のようなひどい強制収容所は1972年に作られ、金日成の神格化・絶対化に反対した在日帰国者たちを収容する施設として作られ、政治という規定を付した政

治(犯)管理所と命名されたことが、千葉さんのお父さんの証言と金龍氏、尹大日氏の証言で明らかになったのである。とりわけ千葉さんの今回の証言は重要である。日本から60年前に北に移住した在日帰国者たちが、1967年5月を期して始まった金日成の神格化に猛反対して、彼らを取り締まるために大規模な強制収容所が作られたという可能性が考えられる。

3. 日本人は四つん這いで働かされていた

2月13日の千葉優美子(高政美)さんの証言のなかで、初めて聞く奇異なことがひとつあった。

お父さんは1963年10月に帰国し、長男が清津で「船から降りない、日本に戻る」と主張して49号病院に入れられてから、1ヵ月間お父さんは思想教育を受け、1965年から通訳の仕事をさせられていく。そのお父さんが特に上記マグジャビを体験してからであろう、日本から帰国した人々の家を周り、謝罪してまわったという。彼が日本からの帰国を説得した人々に対する謝罪であろう。千葉優美子さんも時折お父さんに付いて行って目撃したのである。

お父さんは朝鮮労働党への入党をしきりに勧められたが、それをかたくなに拒否したという。それが理由であろう、1976年3月、突然父がいなくなった。後でわかったことであるが、国家保衛部の収容所の独房(1メートル四方)に入れられ、

ところがお父さんの後輩で、総連中央の幹部で北を頻りに訪問していた人が、お父さんに会おうとした。お父さんが大変な事態にあることを知り、八方手を尽くし、お父さんは数ヵ月後の8月31日に家に帰ることができた。しかしお父さんの身体は、1995年頃飢えで死んだ人々の死体と同じで、臀部の部分もごっそり取れるくらいひどい有様であったという。

そのお父さんがやがて娘の優美子さんに語ってくれた話が、今回の証言集会で語られた政治犯管理所の成立に関する話であった。

お父さんから聞いた話のなかで、収容所の中で朝鮮人の犯罪人は立って働くことを許されていたが、日本人は四つん這いになって働かされていたという。咸鏡道の地下でトンネルなどを掘らされていたときの話であるというが、いつごろの話かは語られなかった。

ここに言う日本人とは、日本の敗戦後に北朝鮮に残っていた日本人やその子孫と思われる。彼らは番号札を背中に付けていたという。四つん這いになって働かされるから、背中でないとは判別できないからである。日本人は人間以下と見なされたのであろう。

2月13日の千葉優美子さんの四つん這い発言は初めて聞く話なので、会場で聞いたときはショックであった。お父さんは1993年4月に他界、お母さんも1991

年に他界されているので、千葉優美子さんからももう少し詳しく聞く必要がある*。

〈追記〉

前記*印にもとづき、2月23日朝9時すぎ、電話で千葉優美子さんに“四つん這い労働”について尋ねてみた。いつ頃の話かを正確につかみたかったのである。電話は1時間45分に及んでしまった。確認できた重要なところを、以下に補充としてお知らせする。

いつ頃見た話か：1965年から1966年頃である。前記したようにお父さんは1965年から通訳をさせられた。

場所はどこか：咸鏡北道の地下トンネル工事現場。

四つん這い労働をさせられた日本人とはどんな人たちか：1955年当時北朝鮮に住んでいた日本人全員。金日成が起こした朝鮮戦争は1953年7月休戦を迎える。事実上金日成側の敗北である。その責任追及として金日成は、戦争中に南に逃げた越南者の家族や、南に協力した者たち、休戦ラインに接して住む者たちを、北の山の中に移住させたが、その一環として、当時北朝鮮に住んでいた日本人を全員、咸鏡道の山の中に移住させ、隔離し、強制労働させた。

お父さんから聞いた話として、電話で詳しく話して下さった。千葉さんのお父さんが1965～66年頃、地下トンネル工事の現場に通訳として行かされ、そこで四つん這い労働を目撃し、娘である千葉優美子さんに、ある月の明るい夜、涙を流しながら語ってくれた。その証言が、先日の2月13日に語られ、後日電話で詳しく話して下さって、闇に葬られるのを救ってくれたのである。

2月13日の集会で聞いたとき、四つん這いを強いられた日本人は、当時北朝鮮に住んでいた日本人の一部であるのか、と考えたが、後日の電話で、当時北に住んでいた日本人全員であったという。後に千葉さん一家が北に帰国し、中国との国境沿いの北朝鮮第二の都市、新義州に住むのであるが、新義州には朝鮮戦争当時もたくさんの日本人が住んでいたという。そして四つん這い労働は同じ政治犯の朝鮮人にも見せつける思想教育としてもおこなわれたという。

千葉さんは、今日あるような北朝鮮のひどい強制収容所の原型は1955年に始まっていると考えておられる。このときの収容所は日本人だけでなく、越南者の家族や韓国に協力した北朝鮮人も一緒に収容されていたが、その間に立ち居労働と四つん這い労働の差が実行されたという。(以上、NO FENCE 会報3号より)

〈北朝鮮帰国者救済支援団へのカンパの要請〉 9人のボランティアがこの3年間手配を担ってくださり、2021年12月10日までに300万円集めたカンパの報告が先月14日付にて届いた。

2つの送金方法 ① クラウドファンディング ネットで「北朝鮮帰国者救済支援団」へ入金を募る。

② 「北朝鮮帰国者の生命と人権を守る会」(名称)の郵便振替口座に送金する。口座番号 00920-5-139932 通信欄に北朝鮮帰国者救済と明記。

NO FENCE

vol. 77 2021年11月

〒102-0093 千代田区平河町1-5-7-203
nofenceinfo@gmail.com
http://nofence.jp/



北朝鮮人権状況
特別報告官

キンダ氏の最終報告書が出ました!

2021年10月8日

文書記号は A/76/392 です。全2頁。中心に「人権状況」は、
A. コロナパンデミックの人権状況への影響, B. 管理科(政治犯収容科), C. 宗教の自由権,
D. 子供の権利の4つから構成されています。A~Dの各要点を先ず紹介し、
最後に結論の所を B. について特に強くその改善、廃止を北朝鮮当局に迫り、国際社
会に訴えたい所を指摘します。

全体の「人権状況」(善入科)で、コロナ(COVID-19)の旅行制限により2020年は229人が
韓国に亡命(2019年の1047人の減少)、2021年前半には36人が亡命しています。
任期中に北朝鮮当局に3度連続して、文書を送りましたが、何の反応もない。北に一度も入国し、
コロナ旅行制限のため韓国も近隣諸国に旅行できず、ネット・ソーシャルメディアの情報収集、報告書を作成
したことが明らかになる。

「政治状況」の部では、2021年4月8日金正恩は労働党大会で官僚たちに、より困難な「我々の
行軍」を進行中だと呼びかけた、6月には小麦生産の失敗で深刻な食糧難で苦しむことを認め、
2021.5.21米韓首脳会議で「外交と対話」で朝鮮半島の平和と完全な非核化を実現していく
このに合意したことを歓迎し、北の人権状況の改善に力を入れることを要望。また2018年4.27板门店合
議、6.12シンガポール宣言の履行を要望。

「人権状況」の部では、

A. コロナパンデミックの影響 WHOと北朝鮮当局によつて、2021年9月の時点で39342人
を検査したが、感染者なしと発表。COVAX(COVID-19ワクチン世界アクセス機構)が2021
年7月に1.7百万瓶のワクチンを提供しているが、北当局は受け入れようとしない。報告官は
受け入れを強く勧告している。食糧不足、資材不足のため労働者・軍隊からの釈放も促しているが、
韓国からのビザ申請に携行者の処罰のため、収容者は絶えずいる。刑務所内の子供や老人
の釈放を強く求める。

B. 管理所 (政治犯収容所)

16号化城管理所は2013年から拡張して約5万人収容。北の収容所が最大。
(777) 拡張された収容所は単身専用。脱北送還専用。22号の収容所も
16号に移されている。

18号収容所も稼働している。ここで場所柄石炭は北倉の発電所に使われている。
子供たちも17歳(実質15~16歳)になるとフル稼働で働かされている。

キンタナ氏は管理所の項の最後にも前回の報告書(2019年8月2日)で北当局に
要求した管理所の運営規則に関する情報の公開を要求したが、それを再度要求して
いる。(NO FENCE 第55号 4頁を参照)

管理所に関するキンタナ氏の見解は「結論」の部で改めて表明されている。後述。

C. 信仰の自由権

北朝鮮当局は憲法第5章68節で信仰の自由が保障されているにも拘らず、
実際にはそれを抑圧している。特にキリスト教徒は51歳以下分級の最下層に置かれ
(厳禁階層)、バイブル(聖書)を入手しず、苦辱を受けるのは16年間の労働教化刑に
処せられる。韓国のNGOのNKDBの『2020北朝鮮の宗教科書』によると、プロテスタント
の牧師300人、カトリック(天主教)神父0人、天道教導師250人、僧侶300人、口譯正朝師
5人存在することをこの報告書で報告している。

D. 子供の権利

北朝鮮は1990年の「子供の権利条約」に加入している。しかし18歳以下の
児童を苦辱させて働かせている。北当局は児童苦辱を否定しているが、偽りゆき
2021年に子供の権利条約の特別報告書と共に北朝鮮当局に手紙を送るも回答なし。

この「結論」の部で管理所、刑務所、強制収容所の廃絶を訴えるキンタナ氏の
見解を紹介し、北朝鮮当局に訴える前半の部分が出色である。原文(英訳)
で読まずに訳がわかるので、原文を先ず紹介し、ついでに拙訳を添えて
ダウンロードして読んでほしいと思いますので、お好きな方はお許し下さい。後半は国
際社会への訴えです。二つに分けます。

These crimes are likely ongoing, epitomized by the continued operation of large political prison camps. The Special Rapporteur reiterates that the existence of *kwanliso* (political prison camps) represents the worst excesses of a system of governance that systematically violates the human rights of its people. Victims have a right to justice, and accountability will remain due until it is achieved. The Special Rapporteur highlights the imperative of the Democratic People's Republic of Korea to undertake a process of reform whereby human rights are respected and protected and to cease ongoing crimes against humanity occurring, including through the system of political prisons. In the meantime, he calls for the release of political prisoners on humanitarian grounds in the context of COVID-19 and the associated national shortages in food, health care and other resources.

「これらの犯罪は今も続いている、それは巨大な政治犯収容所の今も続く運営に
集約されている。特別報告書は次のことを繰り返す。「管理所(政治犯収容所)の存在は

その国の人々の人権を組織的に侵害する統治システムの最悪の行き過ぎを表明(2012)に、犠牲者は正義への権利を握っている。説明責任(執行者の処罰)はそれが実現するに待たせている。本特別報告官は強調する、北朝鮮当局は次のことを絶対に行わなければならない(これは命金である)、人権が尊重され守られるよう改革の取り組みを要すること、政治犯収容所のシステムを全面に現在進行している人権犯罪を止めること。その間に特別報告官は「ロサ」事案の中で、食糧、健康、他の物資が不足する金匱の条件下のもと、人道的見地から政治犯の釈放を要求する。

the worst excesses もっとひどい行き過ぎ。worst は bad (悪い) の最上級 imperative は どのような状況でも絶対にしなければならない という 命金 的なもの。金正日氏の北の政治犯収容所認識の深さをわが子表現が伺うことができた。

北朝鮮警察や 国連の役割へのアプローチ。
UN

He also calls on the international community to keep its attention on those gross human rights violations that may constitute crimes against humanity. International attention remains one of the only means of recognition and acknowledgement of the plight of these people and the violations that they suffer. He further renews calls for referral of the situation in the Democratic People's Republic of Korea to the International Criminal Court or the establishment of an ad hoc tribunal or other comparable mechanism. In the interim, it is imperative to ensure that information continues to be collected and preserved to support accountability strategies at all levels. OHCHR should be provided with adequate resources to support its work on the collection and preservation of information and evidence, as well as the assessment of all relevant information and testimonies, of serious human rights violations that have occurred and are ongoing within the Democratic People's Republic of Korea. The Special Rapporteur also wishes to highlight the crucial role that civil society organizations have been and will be playing in efforts to improve the human rights situation and move forward the peace process. Such continued efforts, which the Special Rapporteur commends, will keep alive the prospects of future justice initiatives, including recognition of the truth and redress for the violations that people in the Democratic People's Republic of Korea have suffered.

imperative
か出た

救済

この部分は詳しくせん。ゆっくり読んで下さい。全文を引きます。

収容所の全容の公開を北当局に求め、以下の部分を全文を引くようにして下さい。

At the same time, the Special Rapporteur again calls on the Government to disclose all available information regarding the administration of those camps, in particular: (a) the number of detainees; (b) the gender and ages of the detainees; (c) the crimes attributed to the detainees, the sentences imposed and judicial and administrative records; (d) the labour regime; (e) the feeding regime; (f) access to water and sanitation; (g) medical services; (h) releases, deaths and burial sites; (i) the family visit regime; and any other relevant information.

第三回北朝鮮人権映画祭

(上映時間は前後する可能性があります)

新潟の友人が亡くなりました
お慰め下さい。NO FENCEも
主催団体の一つです。

12月4日(土) <帰還事業・脱北>

- 9:00 開場
9:30 開会行事
10:00 鳥よ翼をかして (133分) ・トーク
12:43 海を渡る友情 (49分) ・トーク
14:02 トゥルーノース (94分) ・清水ハン栄司監督ビデオメッセージ・トーク
16:06 国境をこえたこどもたち (25分) ・トーク
17:00 終了

12月5日(日) <拉致・北朝鮮人権問題>

- 9:30 開場
10:00 愛の贈り物 (88分) ・金ギュミン監督ビデオメッセージ・トーク
11:58 金日成の子供たち (84分) ・トーク
13:52 めぐみへの誓い (105分) ・トーク
(野伏翔監督・大澤昭一さん・中村クニさん・松村讓裕製作委員会委員長)
16:22 閉会行事 (23分)
16:45 終了

会場 新潟市民プラザ・ホール

(〒951-8061 新潟市中央区西堀通6-866 NEXT21 6F)

TEL.025-226-5500

JR新潟駅万代口(北口) 駅前バスターミナルより、バス(萬代橋ライン、浜浦町線、信濃町線、鳥屋野線、有明線、西小針線)で「古町」バス停下車、徒歩1分。

再度以下のカンパを募集します。2、3日前までと150万円まで来たそうです。

<北朝鮮帰国事業支援団体のカンパの要請> 9人のボランティアの協力を取り組んでの請求。
2021年12月10日までに300万円集めるカンパの活動が先月14日から始まっている。

- 2つの送金方法 ① クラウドファンディング ネットで「北朝鮮帰国事業トータル」と入力して検索。
② 「北朝鮮帰国者の生命と人権を守る会」(仮称)の郵便振替口座
に送金する。口座番号 00920-5-139932 通信欄に北朝鮮帰国事業と明記。

振込み方法が、①が面倒な場合は、②をお使い下さい。世界人権デーの12月10日が
締め切りです。(小川)

今回 お送りした77号は 急ぐ必要があったので、後半部の英文はたゞ見取り付けの付いた紙
 であり、手書き部分の読み返しにも不十分で誤字、誤記が^{特記}4箇所ありました。ここに訂正します。 「この15」
 <訂正> 1頁の「政治状況」の節 誤記「死の行軍」→「苦難の行軍」、誤字「首領」→「首脳」
 誤記に近いかの2頁の英文抽訳の2行目「正義への権利」→「裁判への権利」 justiceには2つの意
 <不補遺> 今回この補遺を急ぎ送るべきと考えたのは、^{特記}以下の国際社会への正義と裁判。

アッポールの中にとても重大な提言^{特記}があることに気付いたからです。
 2002年開設の国際刑事裁判所への提訴又は特別法廷の開催を提起・提言

He also calls on the international community to keep its attention on those gross human rights violations that may constitute crimes against humanity. International attention remains one of the only means of recognition and acknowledgement of the plight of these people and the violations that they suffer. He further renews calls for referral of the situation in the Democratic People's Republic of Korea to the International Criminal Court or the establishment of an ad hoc tribunal or other comparable mechanism. In the interim, it is imperative to ensure that information continues to be collected and preserved to support accountability strategies at all levels. OHCHR should be provided with adequate resources to support its work on the collection and preservation of information and evidence, as well as the assessment of all relevant information and testimonies, of serious human rights violations that have occurred and are ongoing within the Democratic People's Republic of Korea. The Special Rapporteur also wishes to highlight the crucial role that civil society organizations have been and will be playing in efforts to improve the human rights situation and move forward the peace process. Such continued efforts, which the Special Rapporteur commends, will keep alive the prospects of future justice initiatives, including recognition of the truth and redress for the violations that people in the Democratic People's Republic of Korea have suffered.

特別法廷

説明責任
 (人権侵害の
 実犯者の
 人権監視
 機関)
 決定的役割

北朝鮮の権威
 柳代の報告書
 アンソニー・ハンソンが厳しく指摘(ボリ法)

(抽訳) 一部抜粋 「特別報告官はまた国際社会に呼びかける、人権犯罪を構成する(この国の)
 これらのひどい人権侵害に注目し続けるべき。しかし、国際的な注目(関心)は、この国の人々が被
 ている苦境の認識と承認という単なる態度の一つに止まっている。特別報告官は^{特記}威が解決する
 北朝鮮の状況を国際刑事裁判所は^{特記}報告し、または特別法廷または同等の他の
 メカニズムの設置を。その間に次のことも確実に、絶対に受けなければならない。あらゆる
 レベルで(北の取調官たちの蛮行の) 責任追求のための情報収集の作業は引き続き行われ
 べきである。OHCHR(国連人権高等弁務官室)には、北朝鮮内で過去に^{特記}行われ、今
 も進行中の深刻な人権侵害についての全ての関連情報と証言の^{特記}詳細(北朝鮮)は^{特記}勿論のこと、
 情報と証言の収集と保存の仕事に関する財政措置は十分の保障を受けなければならない。
 特別報告官はまた市民社会組織が北朝鮮の人権状況を改善し、平和的プロセスを前
 進させるに今更なる努力を、北朝鮮の人々が被っている人権侵害の^{特記}真実とその救済を^{特記}含む
 将来的な裁判審議権への期待を生きたものにしていることを。」

At the same time, the Special Rapporteur again calls on the Government to disclose all available information regarding the administration of those camps, in particular: (a) the number of detainees; (b) the gender and ages of the detainees; (c) the crimes attributed to the detainees, the sentences imposed and judicial and administrative records; (d) the labour regime; (e) the feeding regime; (f) access to water and sanitation; (g) medical services; (h) releases, deaths and burial sites; (i) the family visit regime; and any other relevant information.

「この機会に特別報告官は、再度北朝鮮政府にこれらの^{特記}政治犯収容所の行政に
 関する情報を公開することを求める。特に次のこと。(a) 収容者の数 (b) 収容者の性別と年齢
 (c) 収容者に課せられた犯罪名、^{特記}裁判文、法的行政の記録 (d) 労働体制 (e) 給食
 体制、(f) 水と衛生へのアクセス (g) 医療サービス (h) 釈放、死と埋葬用地 (i) 家族訪問体制
 その他の関連情報。」

北朝鮮の強制収容所をなくすアクションの会「NO FENCE」会報

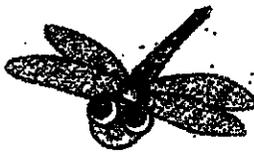
NO FENCE

vol. 78 2021年12月

〒102-0093 千代田区平河町1-5-7-203

nofenceinfo@gmail.com

http://nofence.jp/



国連総会、対北朝鮮人権状況決議を17年連続 採択(無投票で。中国など欠席。12月16日)

まことに承知のことかも知れませんが、去る12月16日国連総会で北朝鮮人権状況決議が17年連続で万場一致で採択されました。北朝鮮や中国など反対派が欠席したにもかかわらず、今回も提案国はEU(ヨーロッパ連合)で、日本は降りたまです。韓国は提案国に60ヶ国にも入りながらと報道されています。安保理が空席です。証書集も提案国が9割に達せず、南のみです。盛り上げを欠けたという印象を否めませんが、特別報告官の報告に基き、北朝鮮の持続的な人権状況がこの選挙制の原動力であることを示すNGOはあつたに違いない。今回の決議では提案国EUが被抑圧者の救出を特に強く訴えたという点があるように、北朝鮮NO FENCEの目標である強制収容所(政治犯収容所)の廃止と収容者の即時釈放の要求は引き続き強く宣言されています。運動の構造的とりかえの結果として日本政府の関心は抑圧内政にのみ注がれ、強制収容所(政治犯収容所)が、1960年代に日本が北朝鮮に移住した9万3千人の在日朝鮮人と日本人配偶者たちの金一族支那に對する批判的言動に對する弾圧や大規模な人権侵害として形成され、在日の人たちの多大な犠牲があることを日本政府が日本国民にしっかりと認識する必要がある、北朝鮮NO FENCEは先頭に立つ必要を覚えています。

強制収容所(政治犯収容所)の存在の証書を集中
に再整理し、NO FENCEが広く公報していきましょう!

最近オンラインで NO FENCE の三役会議を二度程持ち 強制収容所の中に
 特殊技能集団が形成されている、収容所外郭の特殊危険工事などに従事し
 いるという証言が公表されて いないなど、やむべき作業があることを確認し、
 この特殊技能集団の何と人の安全性など全く考慮されていず、作業のあと何
 人かは亡くなっているといふ使用捨ての 情報である。

北朝鮮当局は金を与へ密告を奨励し始め

北朝鮮社会が密告を奨励している社会であることは 人民班にF1
 週一回の生活総括会議が知られているが、シハンプルス(石丸次郎氏)
 は 昨年12月4日制定の「反動思想文化排撃法」をより露骨に推進する
 として 韓国DVDを観たり、所持しているもの、中国製のスマホを所持している者を密告
 した者にはお金を与えるといふ「密告褒賞」制度を9月に制定したことをNETで
 報じている。申告書も提出させ、それに基づいて当局が調べ、該当者は労働強化
 刑、申告者は内容によって幅の広い奨励金をもらうという。人々の生活は極度に
 苦しいので、少しでもお金が入ると友人や隣人を密告し始め、人間関係が
 極度に悪化し始めているという。

- ・この制度を主管しているのは「非社会主義・反社会主義 掃討作戦連合指揮部」
 - ・褒賞金は 5000ウォンから20万ウォンまで支給。拷問、サインして金を受け取る。
 - ・100円は約4300ウォン、米1kgは約4700ウォン
 - ・従前以上に「申告書」が悪化、通報者は自分の名前、住所、電話番号を写して提出する。
 - ・褒賞金は正しい情報がある場合だけ支給。嘘をついた場合は不可。
 - ・支給は「シヒョ」(今年8月~9月に作られた金券)でなく現金だといふ。
 - * 役人に対しては申告の30%が支給されるといふ。
- 2021, 12, 22 シハンプルス 発信。

(編集者) 今回は紙面が2頁しかないことをお詫言します。
 会員の皆さん、よい年をお迎え下さい。新しい年もよろしく願います。
 (小川晴久)